

# 表 彰 規 程

(総 則)

第1条 一般社団法人秋田県臨床検査技師会が行う表彰について定める。

(表彰区分)

第2条 表彰は、次の各号とする。

- (1) 功労者
- (2) 学術功績者
- (3) 永年勤務精励者
- (4) 特別表彰
- (5) 感謝状

(表彰の審査)

第3条 表彰の審査は、理事会において行う。

(正会員等の表彰)

第4条 正会員および名誉会員の表彰は、次の通りとする。

- (1) 功労者

この会の発展に顕著な功績のあった者で、次の事項すべてを満たした者。

ア、永年勤務精励者の表彰を授与した者

イ、年齢55歳以上

ウ、本会の役員等の経歴が10年以上の者

- (2) 学術功績者

この会の名声を高揚する研究・発明・考案を行った者

- (3) 永年勤務精励者

この会に入会して、引き続き20年以上30年以上経過した者

- (4) 特別表彰

前各号のほか、特に表彰の必要を認めた者

(賛助会員等の表彰)

第5条 賛助会員その他で、この会の発展に貢献した団体または個人に感謝状等を授与する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、通常総会時とする。ただし、必要によりその都度行うこともできる。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

平成18年6月16日変更

平成26年12月21日変更